

若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループの 開催について

令和 6 年 7 月 16 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策）決定

令和 6 年 11 月 15 日

一部改正

1. 趣旨

「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としている。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本であるとしている。

こうした中、若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるに当たって、関係者からの意見を聴取し、各種の課題等について検討するため、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、孤独・孤立対策）（以下「大臣」という。）のもと「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

2. 構成等

- (1) ワーキンググループの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) ワーキンググループは、大臣が主宰する。
- (3) ワーキンググループには、座長を置く。座長は、大臣があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 運営

- (1) ワーキンググループの庶務は、こども家庭庁長官官房少子化対策室が行う。
- (2) ワーキンググループは、結婚やライフプラン等、個人のプライバシーに密接に関係する発言が多く想定されるところ、個々の委員のプライバシーに最大限配慮するため、非公開とする。ワーキンググループで用いた配布資料及び議事要旨は、ワーキンググループ終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公表することにより公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

4. その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

この決定は、令和6年7月16日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年11月15日から施行する。

(別紙)

若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ構成員

天野 馨南子	株式会社ニッセイ基礎研究所 生活研究部研究部 人口動態シニアリサーチャー
稲井 美結	株式会社 coco motion 代表
落合 歩	リクルートブライダル総研 所長
越智 未空	特定非営利活動法人 manma 代表理事
小林 真緒子	大学院生
奈木 れい	電通若者研究部 研究員
南光 開斗	大学生
原田 伊織	大学生 尼崎市ユースカウンシル事業 Up to You! 第1期代表
◎ 松田 茂樹	中京大学 現代社会学部教授
村宮 汐莉	大学生
山岸 美月	株式会社N. D. Promotion 広告事業部 SNS 担当 (Z世代向けトレンドメディア編集長)
山本 翔人	大学生

◎ : 座長